

山鹿市保育所等入所基準指数表(案)

R8

R8.4.1～

【基本指数】

国の実施基準			両親の状況・同居の祖父母(65歳以下)等が児童の保育にあたれない場合を含む			実施 指数	採点結果	
	類型	細 目	適 用				父	母
保護者・同居親族の状況	居宅内・居宅外労働 (予定含む)	外勤・ 自営業・ 農業 (通勤時間を除く)	ひと月の勤務時間等	160時間以上		10		
				140時間以上160時間未満		9		
				120時間以上140時間未満		8		
				100時間以上120時間未満		7		
				64時間以上100時間未満		6		
				64時間未満		不可		
		内職・ 在宅ワーク		64時間以上かつ月収60,000円以上		6		
				64時間以上かつ月収不明		5		
				64時間未満		不可		
		夜間就労		64時間以上		6		
				64時間未満		不可		
		自営・専従者給与の方の就労状況が確認できる資料の提出がない場合には、対象者の指数を各-4点とする						
	妊娠・出産		出産前3ヶ月～産後1年			8		
			育児休業取得中			6		
	保護者の疾病・障がい等	入院	疾病等により、おおむね1ヶ月以上入院している者			10		
			自宅療養	疾病等により、おおむね1ヶ月以上常時臥床している者				
		精神疾患により、長期加療・安静を要すると医師が診断した者			8			
		1ヶ月以上安静を要すると医師が診断した者			6			
		障がい (右記のいずれかを所持している場合)		種別・等級	身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A1・精神障害者保健福祉手帳1級			
			身体障害者手帳3級・療育手帳A2・精神障害者保健福祉手帳2級		7			
			身体障害者手帳4級以下・療育手帳B1・B2・精神障害者保健福祉手帳3級		5			
	病人の看護等	入院付添	おおむね1ヶ月以上、家族の入院付添いにあたっている者			4		
		居宅内看護	同居の家族の長期居宅療養等で常時介護にあたっている者			8		
		障がい看護	心身に障害のある家族の常時観察と介護にあたっている者			8		
		病院等への送迎	同居の家族等の病院・施設への送迎にあたっている者			4		
	家屋の災害		火災・風水害・地震等による被害の復旧にあたっている者			10		
	その他	求職中	日中、求職活動を行う者			4		
		就学	就学、技能習得のため、日中保育をすることができない者			7		
	両親のいない家庭		死亡・行方不明・拘禁などの理由により、両親がいない家庭			20		
その他の状況(補助指数)	兄・姉が既に市内認可保育施設を利用中で、同じ施設に弟・妹の入園申込をする場合				10			
	ひとり親世帯またはそれに準ずる世帯(別居中かつ離婚調停中)				15			
	保護者が保育士資格を有し、山鹿市内保育園等で勤務する場合				15			
	児童福祉の観点から、保育の緊急性が高く、特に優先して入所させる必要がある場合				20			
	3歳未満児のみの受け入れを行う施設を卒園する児童				12			
	潜在待機者(転園を除く)※1か月毎				1			
	きょうだい同時新規入所(転園含む)申込				5			
	市内転園 ※以下の場合、本人及びその弟妹を除く ・3歳未満児のみの受け入れを行う施設を卒園する児童 ・他校区から自校区の施設への転園を希望する3歳以上児				-3			
	滞納がある世帯				-5			
	聞き取り調査により育児休業延長希望の者で申込をしてきた場合指数を0にして調整							
						合計		

【同点時優先基準】 ※1号認定児童についても受入可能数を超えた申込みがあった場合、下記により優先順位を決定する。

適用	該当
既に山鹿市内に住民票がある世帯と住民票がない世帯とでは、既に山鹿市内に住民票がある世帯	
希望施設の所在地の小学校区に居住する場合(在籍中に居住予定の場合も含む)	
祖父母が山鹿市内に在住していない場合	
祖父母と同居していない場合	
兄弟姉妹の在園児の有無	
新規申込者と転園申込者とは新規申込者(※1号を除く)	
既に就労している保護者と就労先が内定している保護者とは、既に就労している保護者(※1号を除く)	